

① 大都市近郊区間の割引(平成26年4月1日以降)

割引名	割引概要
圏央道連続利用割引	対象となる東名高速、中央道、関越道、東北道、常磐道の圏央道内側IC(外側11Cを含む)～圏央道内の相互利用を対象 ※▲¥300(八王子・八王子本線料金所を利用した場合)または ▲¥150(上記以外を利用した場合)
圏央道特別割引	割引対象:放射高速道路(中央道、関越道)間を跨ぎ、圏央道を利用した場合 割引内容:圏央道経由と首都高経由が同程度の距離の場合、圏央道経由の料金が首都高経由の料金を上まわらないように割引対象の放射高速道路間の料金を割引(普通車の場合) ※普通車以外の車種は普通車並の割引率を適用
中央道均一区間短区間割引	短距離の利用について、対距離制区間(大都市近郊区間)並の料金に割引
近畿道乗継利用割引	第二京阪道路(京田辺松井～門真 JCT)⇔近畿道(門真JCT～東大阪JCT又は守口 JCT)⇔阪神高速東大阪線又は守口線を ETC で連続利用する場合、近畿道を5割引(普通車の場合▲¥250)
阪和道連続利用割引	南阪奈有料(大阪府公社)⇔阪和道(美原JCT～松原JCT)⇔阪神高速、近畿道又は西名阪を ETC で連続利用する場合、阪和道を5割引(普通車の場合▲¥250)
第二京阪連続利用割引	第二京阪道路巨椋池本線、巨椋池 IC、久御山南 IC、京滋バイパス笠取 IC、宇治西 IC、久御山淀 ICと第二京阪道路寝屋川北 IC、門真 IC、門真 JCT 相互間をETCで連続利用する場合、定額を割引(普通車の場合▲¥250 ただし、巨椋池本線料金所を利用した場合▲¥350)
第二京阪ネットワーク割引	名神高速大山崎 JCT 以東の各 IC と近畿道の各 IC 相互間を、第二京阪道路を経由して ETC で連続走行する場合には、並行する名神ルート利用料金と同額になるように割引
第二京阪特定区間割引	第二京阪道路の均一料金区間における下記短区間利用に対し割引 (1)枚方東 IC を ETC で通行する車両(普通車の場合▲¥250) (2)京田辺松井 IC、枚方学研 IC、交野南 IC⇔寝屋川北 IC 相互間を ETC で通行する車両(普通車の場合▲¥270)

※上記の割引はETC車限定

② その他の割引(平成26年4月1日以降)

割引名	割引概要
東海環状道連続利用割引	対象となる東名高速、名神高速、中央道、東海北陸道、伊勢湾岸道の東海環状道内側IC(外側11Cを含む)～東海環状道内の相互利用を▲¥150

※上記の割引はETC車限定